

# 地 域 再 生 計 画

## 1 地域再生計画の名称

自然と共生～安全・安心なまちづくり計画

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

佐賀県多久市

## 3 地域再生計画の区域

佐賀県多久市の全域

## 4 地域再生計画の目標

### 4－1 地域の現況

多久市は、佐賀県のほぼ中央部に位置し、天山を主峰に四方を緑豊かな山々に囲まれた盆地である。総面積は 96.56 k m<sup>2</sup>で、その内約 8 割が山地及び丘陵地が占めており、県都佐賀市までは、約 20 k m の位置にあり、佐賀市と唐津市を結ぶ国道 203 号線、JR 唐津線及び長崎自動車道が市の東西を貫いている。

市の中央には、一級河川牛津川が横断するように流れ、谷底に沿って支川が合流し、市内に点在する小川では、さまざまな生物が生息しており、平野部には水田が広がり、山間部には棚田が散在する自然豊かな環境を創り出している。

旧来から農業を中心に発展してきたが、近世では石炭開発により発展し、炭鉱ブームの昭和 35 年には人口 45,000 人ピークに炭鉱閉山と共に人口は急激に減少し、現在では約 17,700 人で少子高齢化の進む典型的な過疎地となり、地域の活性化と定住化促進が大きな課題となっている。

### 4－2 地域の課題

これまで、河川等の主たる汚染源は工場や事業所などであるとされていたが、近年、家庭から排出される生活雑排水が水環境に大きな影響を与えるようになっており、このような身近な生活の問題が地球規模の環境問題に繋がっている。

本市においても、市民が快適な生活環境で暮らし、自然環境を守るために、平成 8 年度より合併浄化槽設置補助、平成 10 年度より公共下水道事業に着手し、生活環境の改善と公共用水域の水質保全に寄与するため事業促進に努めている。

平成 17 年度には、地域再生基盤強化交付金（污水处理施設整備推進交付金事業）の認定を受け、公共下水道事業と合併浄化槽設置事業に取り組み、污水处理人口普及率は、令和 5 年度末で 63.9%である。しかしながら、令和 4 年度末の污水处理人口普及率は、全国が 92.9%、佐賀県が 87.0%と、本市の污水处理人口普及率は低い数値となっており、污水处理未普及地域の生活環境の悪化が移住・定住の妨げとなっている。更に家庭から排出される生活雑排水が河川や農業用水路に流入し、農産品の品質低下や生産量の減少が懸念されていることから、農業用水の水質保全を図るためにも污水处理の普及が求められている。

### 4-3 計画の目標

このような課題に対し、地域の再生を図っていかなければならず、引き続き地方創世污水处理施設整備推進交付金を活用して、公共下水道及び浄化槽の整備により污水处理人口普及率の向上を図る事で、生活環境の改善及び河川や農業用水路の水質を保全し、市民が快適な生活を送るために必要な安全・安心なまちづくりを目指す。

また、污水处理人口普及率の向上や牛津川の水質改善については、快適で魅力ある生活環境の整備及び農産品の品質向上や生産量の増大等にも繋がる事から、農業従事者の所得の向上と農業の振興を目指す。

更に、污水处理人口普及率の向上や浄化槽整備促進については、定住促進事業等のソフト事業と併せて取り組む等、行政人口の減少に歯止めをかけ、市内への移住・定住の促進による地域の活性化を目指す。

(目標1) 污水处理人口普及率の向上

63.9 % (令和5年度) → 71.4 % (令和11年度)

(目標2) 牛津川の水質改善

BOD 数値

0.9 mg/L (令和5年度) → 0.8 mg/L (令和11年度)

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

本市の公共下水道では、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を目的として、平成10年度に事業認可を受け下水道事業に着手し、平成18年より一部供用を開始し、以降事業計画区域を拡大し整備を進めているところであり、管渠整備状況は、令和5年度末で事業計画区域面積320haの内、252ha(約79%)と順調に進捗している。

また、浄化槽(個人設置型)については、集合処理施設区域外の多久市全域を対象として整備を実施し、単独浄化槽又は汲み取り槽からの転換を推進することによって、污水处理人口普及率の向上を目指す。

今後は、公共下水道及び浄化槽の整備を一体的に行うことで污水处理人口普及率の向上による快適で魅力ある生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図り、定住人口の増加及び農産品の品質向上や生産量の増大による農業振興を目指す。

### 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

#### (1) 地方創生污水处理施設整備推進交付金【A3009】

・公共下水道・・・令和4年4月に事業計画策定(変更)

[事業主体]

・佐賀県多久市

### [施設の種類]

- ・ 公共下水道
- ・ 浄化槽（個人設置型）

### [事業区域]

- ・ 公共下水道・・・・・・・・・・ 多久市北多久町小侍地区、多久原地区、立山・東原・山犬原地区、北町・高木川内地区、南多久町泉町地区、多久町明治佐賀地区、
- ・ 浄化槽（個人設置型）・・・・ 多久市の全域（ただし、公共下水道等の集合処理施設の事業計画区域及び整備区域を除く）

### [事業期間]

- ・ 公共下水道 令和 7 年度～令和 11 年度
- ・ 浄化槽（個人設置型） 令和 7 年度～令和 11 年度

### [整備量]

- ・ 公共下水道  $\phi 150 \text{ mm}$   $L=9,500 \text{ m}$   
マンホールポンプ施設 2 基  
処理場増設  
4 系列目  $750 \text{ m}^3/\text{日}$
- ・ 浄化槽（個人設置型） 160 基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

- ・ 公共下水道・・・・ 事業計画区域全域（整備済み区域を除く）で 1,630 人
- ・ 浄化槽・・・・ 多久市全域（公共下水道整備区域、農業集落排水整備区域、及び既設浄化槽整備区域を除く）で 370 人

### [事業費]

公共下水道

事業費 1,758,500 千円（うち、交付金 911,750 千円）

浄化槽（個人設置型）

事業費 96,048 千円（うち、交付金 26,681 千円）

合計 事業費 1,854,548 千円（うち、交付金 938,431 千円）

## [事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法]

| (令和/年度)           | 基準年<br>(R5 末) | R7   | R8   | R9   | R10  | R11  |
|-------------------|---------------|------|------|------|------|------|
| 指標 1 汚水処理人口普及率の向上 |               |      |      |      |      |      |
| 汚水処理人口普及率         | 63.9%         | 65.4 | 66.9 | 68.4 | 69.9 | 71.4 |
| 指標 2 牛津川の水質向上     |               |      |      |      |      |      |
| BOD (mg/L) の水質改善  | 0.9 mg/L      | 0.9  | 0.9  | 0.8  | 0.8  | 0.8  |

毎年度終了後に多久市が事業の進捗状況について速やかに状況を把握する。

## [事業が先導的なものであると認められる理由]

(政策・施策間連携)

公共下水道及び浄化槽を一体的に整備することにより、効率的かつ効果的に汚水処理への水洗化がより加速し、快適で魅力ある生活環境の整備といった地域再生の目標達成により資するとともに、全体の整備コストの削減が期待できるという点で、先導的な事業となっている。

本市の公共下水道事業は、多久市国土強靱化地域計画に明記された事業である。

(デジタル社会の形成への寄与)

ICT を活用した浄化槽管理システムの推進では、浄化槽情報の台帳管理システム化を行うことで、浄化槽区域内の浄化槽・単独浄化槽・汲み取り等のシステム情報を活用しながら浄化槽への転換を図り、汚水処理人口普及率向上を目指しながら、デジタル社会の形成に寄与する事業となっている。さらに、システム化を導入することで人員の削減にも期待できる。

## 5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「自然と共生～安全・安心なまちづくり計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

### 5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当無し

### 5-3-2 支援措置によらない独自の取組

#### (1) 定住促進事業

内 容 中心市街地の住環境の改善、商業振興策、定住促進策等により、市の中心市街地をにぎわいと交流の拠点として再生し、魅力的で安心して暮らせる市街地環境を創造する。

実施主体 多久市

実施期間 令和2年4月～

## (2) 新規就農者への支援事業

内 容 基幹産業である農業を強化し、新規参入できる産業としての育成を図る。

実施主体 多久市

実施期間 令和2年4月～

## 6 計画期間

令和7年度～令和11年度

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

### 7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に多久市が事業の進捗状況について速やかに状況を把握すると共に、必要に応じて事業の見直しを行う。

### 7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

|                      | 令和5年度<br>(基準年度) | 令和9年度<br>(中間年度) | 令和11年度<br>(最終目標) |
|----------------------|-----------------|-----------------|------------------|
| 目標1<br>污水处理人口普及率     | 63.9%           | 68.4%           | 71.4%            |
| 目標2<br>牛津川の水質改善(BOD) | 0.9mg/L         | 0.8mg/L         | 0.8mg/L          |

(指標とする数値の収集方法)

| 項 目       | 収集方法                 |
|-----------|----------------------|
| 污水处理人口普及率 | 多久市の毎年の污水处理人口データより   |
| 牛津川の水質改善  | 佐賀県ホームページ掲載の水質測定結果より |

・目標の達成状況以外の評価を行う内容

1. 事業の進捗状況
2. 総合的な評価や今後の方針

### 7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

4に示す地域再生計画の目標については、中間評価及び事後評価の内容を、速やかにインターネット(多久市のホームページ)の利用、により公表する。